

令和7年度事業計画

1 目的

介護保険法の施行に伴い、身体拘束が原則として禁止されたが、その趣旨を徹底し、効果をあげていくためには、現場において身体拘束を廃止するための努力を重ねるとともに、それを関係者が支援していくことが重要である。また、身体拘束廃止の前提として、現場職員が、高齢者権利擁護の視点を持つことも重要である。

令和7年度は、こうした観点から、身体拘束廃止を目的とした支援事業を引き続き実施する。

2 計画概要

事 業	内 容	検討内容等
① 身体拘束廃止フォーラム	身体拘束廃止に関する知識等を深めるため、介護・看護職員や利用者家族を対象とした講演や事例発表等を行い、よりよいケアの実現に向けての取組を促進	これまでの実施状況を踏まえ、引き続き会場開催及び動画の配信を検討
②推進員養成研修	各施設の施設長、介護主任等、身体拘束廃止の取組を施設内で指導的立場から推進することができる職員を対象として、講義・演習・自施設実習を通じて、身体拘束廃止に関する実践的手法を習得し、現場レベルで身体拘束廃止の取組を行う人材を養成（全県で30人程度）	職員参加実績のない施設等からの参加を促進
③看護実務者研修	各施設等の現場において、実際に身体拘束廃止を推進することができる看護職員（看護主任等）を対象に、身体拘束廃止の取組を行うための実践的な知識・技術を習得（全県で45人程度）	
④身体拘束ゼロ宣言事業	「身体拘束ゼロ宣言」をしていない介護保険施設等を対象に、引き続き宣言を行うよう呼びかけ、意識啓発を促進 ・令和3年度に作成したポスターを、新たに宣言又は再宣言した介護保険施設等に配付 ・地域密着型事業所への呼びかけ、意識啓発について市町とも連携 ・有料老人ホーム、サ高住に対しても、意識啓発を促進 ・啓発チラシの配布	宣言率の低いサービス種別を重点的に、宣言を呼びかけ
⑤研修資料の紹介	介護保険施設等職員の研修用に県等が行う同種事業（YouTube 視聴、DVD貸出）などを紹介	ホームページに国及び関係団体ホームページのリンクを掲載
⑥事業者指導	事業者集団指導時及び事業所運営指導時において、身体拘束廃止の取組の推進を指導 令和6年度の介護報酬改定における身体拘束の廃止及び虐待防止の徹底を促進	事業所内の体制整備 ・ゼロ宣言・研修参加への呼びかけ
⑦市町との連携	地域密着型事業所での取組状況等について、保険者に助言・情報提供	市町に運営指導時にゼロ宣言・研修参加の呼びかけを要請